

最高裁判所長官の代理に関する規程

昭和22年10月18日最高裁判所規程第3号
改正 平成28年12月7日最高裁判所規程第3号

最高裁判所長官の代理に関する規程

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、裁判官会議の定める席次による。

前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

(平二八最裁程三・一部改正)

附則（平成二八年一二月七日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。